

14 弓道競技実施要項

平成 26 年度

1. 日 程
- 7月11日(金) 午後5時 監督会議 酒田市国体県体育館会議室
 7月12日(土) 午前8時30分 開始式、矢渡、近的競技
 7月13日(日) 午前8時30分 遠的競技、表彰、閉会式
 なお、7月13日が荒天の場合は、遠的競技を中止し、近的4射ずつ2回(坐射)の8射を行い、遠的競技に替える。

種 別	種 目	7月12日	7月13日
少年男子	近 的	1・2・3回・団体個人決勝	
	遠 的		1・2回・団体個人決勝
少年女子	近 的	1・2・3回・団体個人決勝	
	遠 的		1・2回・団体個人決勝
成年男子	近 的	1・2・3回・団体個人決勝	
	遠 的		1・2回・団体個人決勝
成年女子	近 的	1・2・3回・団体個人決勝	
	遠 的		1・2回・団体個人決勝

※表彰は一括して13日(日)に実施

2. 会 場 酒田市国体記念体育館弓道場(酒田市飯森山2-296-1 TEL 0234-31-5231)

3. 種別と種目・区分

種 別	種 目	区 分
成 年 男 子	近 的 競 技	団 体 競 技
成 年 女 子		
少 年 男 子	遠 的 競 技	個 人 競 技
少 年 女 子		

4. 競技区別及び規格

(1) 団体競技

近的(36cm 霰的、射距離28m、的中制)

1立7分以内とする。なお、時間を超過した場合、個人の成績は生きる。
各自4射ずつ3回(坐射)の12射を行う。

総射数法(総的中数)により1位から3位までを決定する。

同中の場合は、弓道競技規則第27条により一本競射で決定する。進行係・招集係の指示に従い、四ツ矢及び予備矢を持って招集場所に集まること。

遠的(100cm 得点的、射距離60m、得点制、的の中心は地上97cm、傾斜15度)

1立6分以内とする。なお、時間を超過した場合、個人の成績は生きる。
各自4射ずつ2回の8射を行う。

弓道競技規則第38条により最高得点から順次1位から3位までを決定する。

弓道競技規則第 38 条により条件が同じ場合は、一本競射で決定する。

(2) 個人競技

近的 団体競技 1 2 射の個人毎の的中数により 1 位から 3 位までを決定する。

同中の場合は、優勝は射詰競射、2 位及び 3 位は遠近競射で決定する。

遠的 団体競技 8 射の個人毎の得点により 1 位から 3 位までを決定する。

弓道競技規則第 38 条により条件が同じ場合は、射詰競射で決定する。

5. 参加資格

(1) 本連盟会員及び高校生あるいは有職少年で、本年度の登録を完了した者。

(2) 少年の種別に参加する者は、平成 8 年 4 月 2 日以降生れた者とする。年齢計算は、平成 2 6 年 4 月 1 日を基準とする。

(3) 参加者数

種 別	地 区	チーム数	1 チーム人数	計	合 計
成 年 男 子	置 賜	4	3	12	45
	山 形	5	3	15	
	最 北	3	3	9	
	庄 内	3	3	9	
成 年 女 子	置 賜	2	3	6	24
	山 形	2	3	6	
	最 北	2	3	6	
	庄 内	2	3	6	
少 年 男 子	置 賜	3	3	9	39
	村 山	4	3	12	
	最 北	1	3	3	
	田 川	1	3	3	
	飽 海	2	3	6	
	県 選 抜	2	3	6	
少 年 女 子	置 賜	3	3	9	45
	村 山	4	3	12	
	最 北	2	3	6	
	田 川	2	3	6	
	飽 海	2	3	6	
	県 選 抜	2	3	6	

(4) 各種目とも同一選手をもって競技を行う。

6. 審判規定

公益財団法人全日本弓道連盟弓道競技規則【平成 2 6 年 4 月 1 日改定】による。

ただし、制限時間については第 6 9 回国民体育大会弓道競技会（長崎国体）に準じる。

7. 表彰

(1) 成年の部

- イ 団体チーム及び個人の1位から3位まで、種別・種目毎に賞状を授与する。
- ロ 団体チーム及び個人優勝には、種別・種目毎にメダルを授与する。
- ハ 個人総合優勝には男女毎に、べにばな杯及びメダルを授与する。

(2) 少年の部

- イ 団体チーム及び個人の1位から3位まで、種別・種目毎に賞状を授与する。
- ロ 団体チーム及び個人優勝には、種別・種目毎にメダルを授与する。

8. 選考

成年の部・少年の部（共通）

国民体育大会・東北総合体育大会への出場選手は、13日（日）競技終了後に開催される選考委員会において選考の上、県体育協会に推せんする。

9. 練習時間

近的……………7月11日（金） 自・午後3時 至・午後6時

遠的……………7月11日（金） 自・午後3時 至・午後6時

7月12日（土） 近的競技終了後 至・午後6時

※ 練習時には、安全確保のため、各チームとも責任者が付添うこと。

※ 12日（土）の練習は、全種別の競技が終了してから予約を受け付け、
チーム毎に一手とする。

10. 申込み

- (1) 各地区連申込責任者及び各地区高体連理事（各学校弓道部顧問）は、参加申込書（様式1）を各種別毎2部作成し、下記に送付すること。
- (2) 少年選抜チームに入る選手が所属する各学校弓道部顧問は、自校選手の参加認知書（様式2）を2部作成し、下記にそれぞれ送付すること。
- (3) 宿泊申込みは、別紙様式により3部作成し、下記に送付すること。なお、エントリー数を超えて申し込むことも可能です。
- (4) 宿泊申込みは、エントリー数を超えてもよい。実人数で実行委員会を通さなければならない。
- (5) 宿泊者の申込みについては、申込書の備考欄に宿泊者全員の氏名を記入すること。
なお、監督が選手を兼ねる場合は、重複しないよう特に注意すること。

11. 申込先

〒997-0021 鶴岡市宝町1-6 庄内地区弓道連盟 理事長 三田村 啓介 宛
TEL 0235-23-0859

12. 申込締切

参加申込書、宿泊申込書とも、6月19日（木）必着とする。

参加料及び宿泊予納金は申込書と同時に現金書留で送金すること。送金のない場合は正規の受付としない。

13. 参加料 本大会に参加する選手・監督は、次の参加料を参加申込書と同時に納入すること。
- | | |
|----------------|--|
| (1) 成年 1,500 円 | 参加料 1,500 円 (オリンピック募金 250 円、スポーツ振興募金 100 円を含む) |
| (2) 少年 1,000 円 | |
- (3) 少年の種別の監督は少年扱いとする。ただし、少年の監督と成年の選手を同一競技内で兼ねる場合は成年選手参加料とする。

14. 宿泊料と宿泊予納金

- (1) 宿泊希望は宿泊申込書を3部作成し、参加申込と同時に申し込むこと。
- (2) 宿泊料 (消費税含む：8%の税率で計算)
- | | | |
|--------|-------------|---------|
| 高校生選手 | 1泊2食 (浴衣なし) | 6,156 円 |
| 高校生監督 | 1泊2食 (浴衣あり) | 6,804 円 |
| 一般・大学生 | 1泊2食 (浴衣あり) | 7,344 円 |
| 競技役員 | 1泊2食 (浴衣あり) | 7,344 円 |
| 大会役員 | 1泊2食 (浴衣あり) | 8,208 円 |
- (3) 宿泊予納金
一般・大学生・役員 1人 2,000 円。但し、高校生及び高校生の監督は必要としない。
- (4) 昼食は、弁当 648 円 (消費税込) で斡旋する。
- (5) 宿泊予約を取り消す場合の宿泊取消料は、次の通りとする。
- ① 宿泊申込日より宿泊予定前日までに取消を申し出た場合
取消料は徴収しない。
 - ② 宿泊予定当日の午後 3 時まで取消を申し出た場合
1 名につき、2,100 円の取消料を徴収する。
 - ③ 宿泊予定当日の午後 3 時以降取消を申し出た場合
1 名につき、宿泊料金全額を取消料として徴収する。
- (6) 監督以外の付添者等の宿泊料金は大会役員料金とする。また、部屋割りについて別待遇を希望する場合、または定員を満たない場合は別料金とする場合がある。

15. その他

- (1) 小雨決行
- (2) 一本競射及び射詰競射に出場する場合は、四ツ矢及び予備矢を持参する。矢返しは行わない。
- (3) 立順の変更は認めない。選手変更の場合は監督会議まで 1 名に限り書面で届出したものに限る。高校生は学校長の出場認知書をあわせて提出すること。
- (4) 右腰に所属のマークを表示する。
- (5) 近的競技は坐射、遠的競技は立射とする。
- (6) 近的、遠的競技とも日本弓具を使用すること。
- (7) 宿泊先、会場でのゴミの分別収集にご協力下さい。(持ち帰りを原則とする)
- (8) 選手・役員全員について山形県弓道連盟で傷害保険に加入する。(大会期間中)
※ 死亡 650 万円、入院 6,000 円/日、通院 3,000 円/日 (予定)